

新型コロナワクチン・高齢者肺炎球菌ワクチンについて

新型コロナワクチンの全額公費による接種は令和6年3月31日で終了します。

令和6年4月1日以降は、65歳以上の方および60～64歳で対象となる方（※）には、秋冬に自治体による定期接種が行われます。また、任意接種として、時期を問わず自費で接種していただけます。

（※）心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

また、**高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者が変更**となりました。

令和6年4月1日以降は、接種日時点で65歳の方が対象となります。寄居町内に在住で過去に肺炎球菌ワクチン接種を受けていない方が対象です。

60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の回りの日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方も対象となります。

自己負担は4,000円となります。

